

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 5 日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算Ⅱの研修要件について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等（私立保育所に対する委託費及び地域型保育給付を含む。）に係る処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）の取得要件となる研修（2022年度を目途に必須化を目指す。）については、これまで各施設・事業所類型ごとに実施方針を順次お示しし、各実施方針をまとめて周知してこなかったことから、必ずしも全ての自治体において正確な周知が進んでいない状況にあります。そのため、改めて各施設・事業所類型ごとの実施方針の内容について、まとめて別紙のとおり送付いたしますので、正式な加算要件の通知を発出するまでの間、各都道府県におかれては、これらを踏まえた運用をお願いいたします。

なお、幼稚園に係る実施方針については、その後の検討により、時間数や研修分野の取扱いについて、以前お示ししたのから変更を行っておりますので、改めて御確認の上、別紙1に基づく運用をお願いいたします。

また、特に認定こども園が加算Ⅱを取得する場合には、幼稚園職員向けの研修スキーム（別紙1）と「保育士等キャリアアップ研修」（別紙2）のいずれも対象とするものであり、認定こども園に係る実施方針についても、この取扱いをより明確にするとともに、幼稚園の変更と整合させるため、以前お示ししたのから変更を行っております（別紙3）。

各都道府県におかれては、各認定こども園の職員が現在及び将来にわたる職務内容に応じて関連する内容を幅広く受講することができるよう、改めて適切な運用をお願いいたします。

なお、別紙の方針を包括した正式な加算要件を定める通知については、本年度内のなるべく早い時期に発出する予定ですので、御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、上記内容をご了知の上、貴管内の市区町村、事業者等への周知をお願いいたします。